

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
船橋市	農地流動化推進事業	新規就農認定を受けた者の、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りに対して支援する。	貸し手・借り手、両者に対して 新規 3年以上 10,000円/10a 6年以上 20,000円/10a 更新 3年以上 5,000円/10a 6年以上 10,000円/10a	—	—	経済部 農水産課 047-436-2492	7
野田市	都市部の就農希望者に対する就農支援事業	都市部に在住する者で、野田市において新たに就農を希望するもの。	(株)自然共生ファームで借り受けた遊休農地で、野菜の栽培に取り組み。	—	—	野田自然共生ファーム 04-7157-4200	2
柏市	(1)新規就農者への支援・相談活動 (2)就農支援事業補助金 (3)研修里親農家支援事業補助金	(1)新規就農者希望者 (2)独立新規就農者 (3)就農を目的とする研修生を受け入れた農業経営体	(1)新規就農を希望する者に対し、研修受入農家等での実地研修に向けた支援を行う。 (2)独立で新規就農した者に対し、営農開始直後の農業資材等に係る経費に対し60万円を上限として補助を行い、就農後の安定した定着を促進することを目的とする。 (3)柏市内において新規就農希望者の農業研修先及び就農の里親として受け入れる農家に対して、最大月4万円の補助を行う。	—	—	農政課 04-7167-1143	2,4,6
我孫子市	新規就農ガイダンス	新規就農希望者	新規就農予定者を対象とした支援策等の説明、現就農者の体験報告等を交えた就農ガイダンスの実施	12月～2月	20名	農政課 04-7185-1481 https://www.city.abiko.chiba.jp/index.html	1
	我孫子市新規就農者支援研修事業	<支援対象者> 次のいずれかに該当する者 (1)我孫子市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の中の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」を満たしている者 (2)その他、新規就農に強い意欲を持つ者で、研修を受けることが適当であると我孫子市が特に認めた者 <条件> ・研修期間は原則として6ヶ月以上1年以内 ・年度途中で研修を行う必要がある場合は、6か月未満の研修期間とすることができる ・当初の研修期間終了後、継続して研修を行うことが適当であると我孫子市が認めた場合は、1年以内の範囲で研修を延長することができる。	農業に関する知識・経験・技術について豊富な実績があると認められる我孫子市内の農業経営者又は農業者団体に研修事業を委託することにより、新規就農者支援のための研修を行う。 研修業務に係る委託金額は、市予算の範囲内で定めるものとする。 <研修単価> ①技術指導 5,000円以内(1人あたり/月) ②技術指導・研修に要する経費 10,000円以内(1人あたり/月)	随時	定めなし		6
	我孫子市新規就農者補助金	<支援対象者> (1)次のいずれにも該当する者 ア 市内に住所を有する者 イ 就農後5年未満の農業者又は農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた就農予定者 ウ 農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により本市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしている者 (2)その他市長が特に必要があると認める者 <条件> 支援内容欄を参照	新規就農者及び新規就農予定者を対象とした補助金の交付 1. 農地を賃借した場合に5年間、年10万円を上限に賃借料を補助。 2. 農業用施設、設備、機材等の整備費について、1/2の補助。ただし、5年間で50万円を上限。 3. 就農研修費について、1/2の補助。ただし、5年間で10万円を上限。 4. 宣伝広告費について、5年間、年10万円を上限に賃借料を補助。	随時	定めなし		3,4,7
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市援農ボランティア事業	援農ボランティア登録希望者	基本的な農業知識を習得するため、「援農ボランティア養成講座」にて専門講師による講義及び農家での実際の実習体験を行い、援農ボランティアの育成を図る。	梨(2月頃) 野菜(8～9月)	定めなし	農業振興課 047-445-1233	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他